

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月にA所在のB会社に入社し、事務員としてC部等の会議の資料作成、他会社と合同で開催する会議への出席、各会社への連絡業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日〇時〇分、Dで開催された会議への出席中、体全体が重たくなり、手に持っていたペンを落とし、拾おうとしたが右半身が動かず、呂律が回らないなどの症状が出現したという。請求人は、翌日、E病院に受診し、「アテローム血栓性脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）等と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病名及び発症日については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、本件疾病を平成○年○月○日に発症したものと判断する。
- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。
- (4) 請求人の労働時間についてみると、審査官は、決定書理由に説示するとおり、請求人を始め各労働者自身が始業及び終業時間並びに主な業務内容を記入する「出勤簿」を基に、請求人を含む各関係者の申述等、「出勤状況表」、「入退館情報一覧表」、請求人作成の「請求人の労働時間に関して」と題する書面等の関係資料とも突合の上、①請求人の申述から、請求人は普段、B会社の規定にはない食事休憩を夕刻に取っていたことが認められるものの、当該休憩はB会社の管理が及んでおらず、その取得日時を特定し得ないことを理由に当該休憩時間を労働時間から控除せず、②請求人主張を採用し、平成○年○月○日、昼の休憩時間が全く取れなかったものとするなど、各日の勤務状況を精査した上、客観的かつ合理的な範囲において、可能な限り請求人の労働時間が長くなるように労働時間をみた算定方法を採用しており、当審査会としても、審査官の認定は妥当なものであると判断する。

なお、請求人は、要旨、「平成〇年〇月〇日から同年翌月〇日にかけて、持ち帰り残業を行っており、当該時間を労働時間に算入すべきである。」と主張しているが、一件記録によれば、①請求人は、B会社から明示の指示・承認を得ることなく、無断でB会社の資料を持ち出して、請求人主張の持ち帰り残業を行っていたこと、また、当該無断持ち出しがB会社に発覚した際は、むしろFから叱責されていたことからすると、黙示の指示・承認もなかったと考えられること、②請求人からは、自宅パソコンにおける会計ソフトの起動履歴等請求人の主張を証明し得るに足る具体的な資料はないこと等の事情に鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の主張を採用することはできない。

- (5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、労働時間以外の負荷要因に当たる出来事として、①平成〇年〇月〇日、G会社C部の事務局員から、訪問時間が訪問予定時間より早くなったことについての不満が述べられたというトラブル及び同月〇日、同C部部長から、C部幹事会の場で、請求人がC部役員会に出席しないことについての不満が述べられたというトラブルがあったこと、②同年〇月〇日、過去に請求人にパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）を行った先輩が職場復帰するという話が持ち上がったこと等について主張している。

各関係者の申述等一件記録を精査したところ、①の出来事は、同年〇月〇日に上司が請求人と共にG会社を訪問し、事情説明をしたことで解決しており、それ以降、トラブルは発生しておらず、また、FはB会社組織内での意見等の違いに対する日常的な業務調整程度に過ぎない旨述べている。②の出来事についてみると、先輩によるパワハラ行為の存否について、Fは、請求人の仕事中の菓子の食べ方に係る常識的な注意程度以外に心当たりがない旨述べ、請求人もパワハラ行為の内容について具体的には申述しておらず、実際、同先輩が職場復帰して以降、パワハラを受けた事実はない旨、請求人本人が認めており、上司との間でそもそもトラブルはなかったと認められる。

上記の事情に鑑みると、いずれの出来事も、特に過重な身体的、精神的負荷があったとは認めることができない。

(6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、決定書理由に説示するとおり、発症前1か月の時間外労働時間数は70時間10分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は68時間40分から49時間29分の範囲であり、いずれの期間も80時間までには達しておらず、また、休日は1か月に4日ないし11日間確保されている。

したがって、当審査会としても、請求人は発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められないものと判断する。

(7) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。